

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1項ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うべき区域は別表5に定める。

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

| 施設の種類 | 位置 | 規模 | 対図番号 | 備考 |
|-------|----|----|------|----|
| 該当なし | | | | |

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備を通じた地域振興については、地域材の利用拡大による地域振興に努めるため、地域材を利用した住宅づくりの推進や間伐材の有効利用について、県と連携して助言・指導を行うものとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

該当なし

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) その他

森林組合や森林事業体と連携して施業実施協定の締結の呼びかけを行い参加を促進するものとする。

6 その他必要な事項

(1) 秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（水と緑の条例）に関する事項

森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止機能／土壌保全機能」「快適環境形成機能」「保健・文化機能」「木材生産等機能」の森林の区分により、「I 2森林整備の基本方針」や「II 第4公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項」に基づき実施することとするが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、森林の区分に関わらず、土壌条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の事項に基づいた森林施業を実施する。

①健全な生態系の回復・維持

- a スギ人工林においては、生育段階において自然に侵入する広葉樹についてスギの生育への影響を勘案しながら極力保残・育成する。
- b スギ人工林などの伐採跡地については、気象条件、土壌条件などを勘案しながら、混交林化や広葉樹林の造成を図る。
- c 特に標高の高い所など気象条件、土壌条件などが劣悪な箇所に植栽されたスギ人工林については、積極的に混交林等に誘導し、原則としてスギによる更新を行わない。

②生物多様性の確保



環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類(VU)のクマゲラ（北秋田市森吉地区）

③彩りの豊かなふれあいの森づくり

集落の近くや、住民の憩いの場所となっている里山については、景観やふれあいに配慮しながら、多様な樹種で構成される混交林への誘導を図る。

- a 野生生物の移動通路として重要な尾根筋や、生物多様性に重要な沢筋などの森林においては、在来の広葉樹林や天然生林として保全する。
- b 広葉樹林への誘導に当たっては、尾根筋においては、天然更新の種子源となる樹種を保全するとともに、野生生物の餌となるブナ、ナラ類など実のなる樹種や、溪畔林においては、トチノキ、サワグルミ、カツラなど多様な樹種を確保する。
- c 森林の連続性を保ち、野生生物の生息地を確保するため、自然環境への負荷が大きい大面積皆伐を極力回避するよう努める。
- d 「Ⅱ 第2 1 人工造林に関する事項」「Ⅱ 第2 2 天然更新に関する事項」の指針に基づき、伐採後の適切な更新を図る。

(2) 森林施業共同化重点実施地区における基幹路網の開設に関する事項

該当なし

(3) 秋田県水源森林地域の保全に関する条例に関する事項

水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングしている森林等は「水源森林地域」に指定されているため、県と協力し、適正な土地利用の確保を図るものとする。

(4) クマの被害増加への対策

近年多発しているクマ被害の対策として、人とクマとの棲み分けを図るために通学路や主要道路沿いの森林に対して、緩衝帯の整備や、里山の再生に向けた針広混交林への誘導、広葉樹林の再生を推進することとする。